

土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出について

土壌汚染対策法（以下「法」という。）では、3,000m²以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では 900 m²以上）の土地の形質変更をしようとする者は、着手の 30 日前までに届け出ることが義務付けられています。

1 届出が必要になる行為

土地の形質変更（掘削・盛土）※¹の合計面積が 3,000m²以上となる行為※²

現に有害物質使用特定施設※³が設置されている土地では 900m²以上

※ 1 杭基礎、支柱、水路等の設置・撤去や碎石の敷設・撤去も形質変更に該当します。

※ 2 次のいずれかに該当する場合は届出不要です。

- | |
|--|
| (1) 次のいずれにも該当しない行為 |
| ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 |
| イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 |
| ウ 土地の形質の変更に係る最も深い部分の深さが 50cm 以上であること。 |
| (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、(1) アに該当しないもの |
| (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、(1) アに該当しないもの |
| (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更 |
| (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 |

※ 3 水質汚濁防止法第 2 条第 8 項に規定する施設

2 届出者

当該行為の施行に関する計画の内容を決定する者であり、開発業者や発注者等が該当します。

3 提出先及び提出書類

(1) 提出先 山形県環境エネルギー部水大気環境課（山形市内については、山形市環境課）

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL 023-630-2339

(2) 提出期限 形質変更に着手する日の 30 日前まで（31 日前には届出必要）

(3) 提出書類

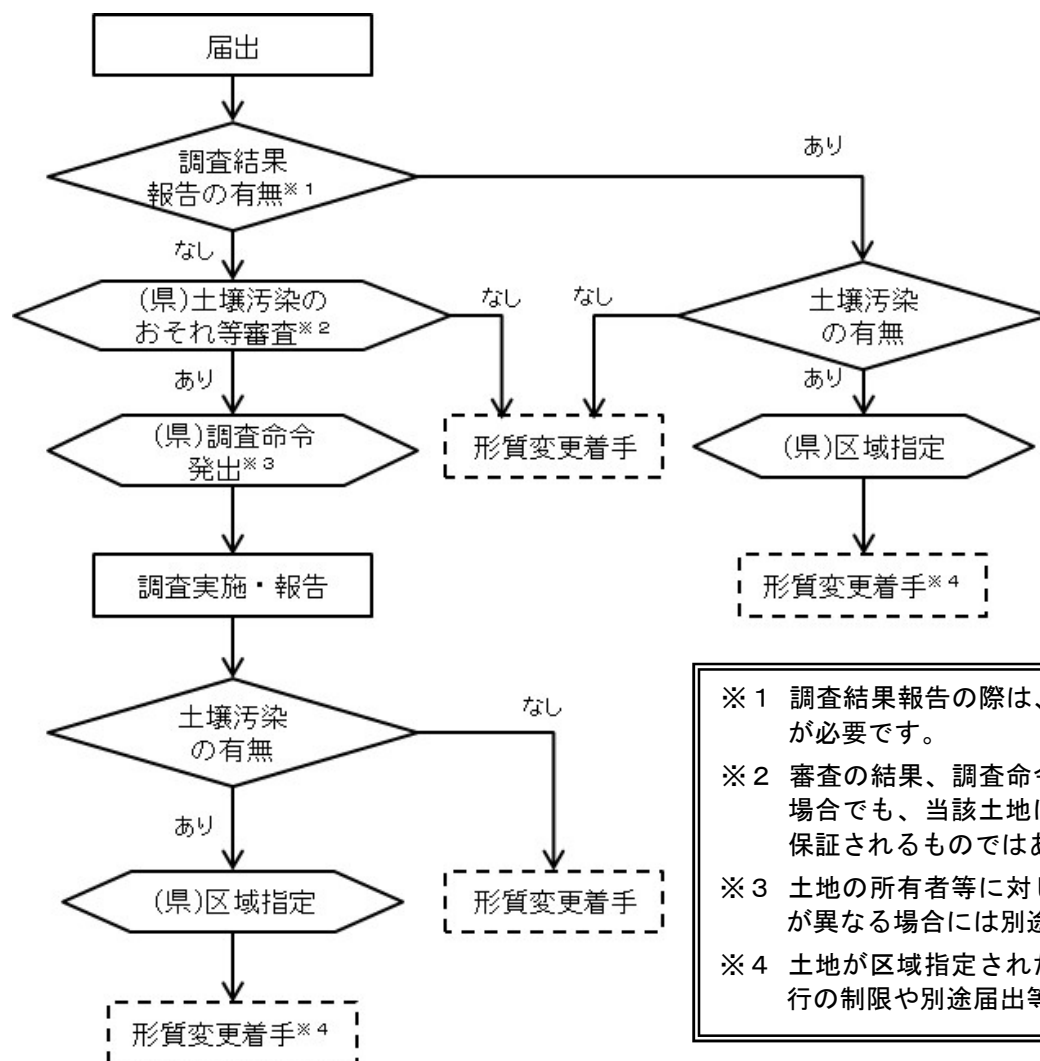
① 一定規模以上の土地の形質の変更届出書	（法施行規則様式第 6）
② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面	☐ 地図（土地の所在地を明示したもの） ☐ 平面図（掘削・盛土の範囲、土地境界・地番を明示したもの） ☐ 断面図（掘削・盛土の範囲を明示したもの） ☐ 公図の写し
③ 土地の所有者等が確認できる書類	☐ 土地の所有者等の一覧表 ☐ 土地の登記事項証明書等※
※届出者が当該土地の所有者等でない場合、この書面が登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を兼ねます。（土地の登記事項証明書の他、登記情報提供サービスによる登記情報（照会番号はなくても可）、登記事項要約書、土地の売買契約書、公共施設の占有許可証、工事請負契約書等が該当）	
④ 事前に実施した土壌汚染状況調査結果（届出に併せて提出する場合）	☐ 調査結果報告書 ☐ 結果の提出に係る土地の所有者等の同意書
※ 調査の実施に当たっては、内容に不備のないよう事前にご相談願います。	

※ 令和 4 年 7 月 1 日から同意書は不要になりました。

記載例については、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050014/dozyo/kaiseidotai.html>

4 手続の流れ



※ 土壌汚染のおそれがある土地の基準は下表のとおりです。

(1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
(2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
(3) 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
(4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
(5) (2)～(4)に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。